

○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準

平成29年12月22日
都留市告示第106号

都留市長 堀内 富久



振動規制法(昭和51年法律第64号)第三条第一項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を、同法第四条第一項の規定により特定工場等において発生する振動の規制基準をそれぞれ次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

一 指定地域の範囲

別添図面のとおりとする。

二 規制基準

特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、同表に掲げる当該値から五デシベルを減じた値とする。

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考

この表に掲げる区域の区分は、別添図面中において、第一種区域は緑色に、第二種区域は黄色又は赤色に色分けした区域をいう。

(別添図面は省略し、その図面は都留市市民部地域環境課に備え置いて縦覧に供する。)